

立命館大学理工学部 正 員 塚口博司
立命館大学大学院 ○学生員 佐野誠一
立命館大学 加藤正和

1. はじめに

スプロール地区では、道路網の不整形、幅員の狭さ等のために緊急車両をはじめとする自動車通行が困難であり、防災性という点で多くの問題を抱えている。防災性は地区が具備すべき最も基本的な事項であり、スプロール地区においては地区内の道路状況と密接な関係がある。特に狭隘な道路上の路上駐車は、防災性にとって大きな障害となっている。本稿では、防災性の視点から地区の駐車問題を取り上げ、地区住民の車庫確保の状況ならびに路上駐車実態について論じることにした。

2. 調査および地区の概要

大阪府門真市の石原・大倉地区（本稿では守口市の一部も含む56.2haを対象とした）において、「路上駐車実態調査」（平成4年、平成7年）「生活道路に関するアンケート調査」（平成5年4月、標本数：480人、263世帯）を実施した。本地区はスプロール地区の中でも幅員6m以上の街路密度の低さや、消防活動困難区域の割合が大きいことなど街路整備状況が良くない地区として指摘されており、宅地率がおおよそ90%、土地利用面積の60%以上が小規模住宅である。

3. 地区住民の車庫確保の状況と路上駐車状況

当該地区の自動車保有率は図-1に示すように約55%であり、それらの保管場所は図-2に示すように約70%が月極駐車場であり、自宅内に駐車場を確保している世帯は30%以下である。また、駐車場所を確保していない世帯は3%に過ぎない。この結果からみると路上駐車は少ないはずであるが、路上駐車実態調査より、地区内においてまだ多くの路上駐車がみられ道路状況を悪化させているのが実状である。車庫法改正の前後における保管場所の変更は図-3に示すとおりであり、量的には必ずしも多くはないが具体的な変更が認められる。

本研究では自動車の保管場所に関する法律（車庫法）改正直後の平成4年と車庫法改正の効果がかなり生じていると思われる平成7年に路上駐車実態調査を行った。路上駐車は減少率は20%程度であるが、未だ100台以上の路上駐車が存在する。本地区においては、車庫法改正による若干の効果は見られたものの十分なものではないと思われる。図-4に示すように地区外縁部において路上駐車が増加した街路が多く見られる。路上駐車が増加した街路は、幅員6m以上の街路で歩道の整備されていないものが多かった。スプロール地区のような住居が密集している地区では、自宅内に駐車場を確保できる世帯が少なく、自動車を保有している世帯のほとんどが月極駐車場という状況にあり、このような状況が地区内に路上駐車を発生させている要因の一つとして考えられる。

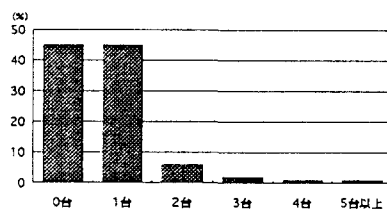


図-1 自動車保有状況

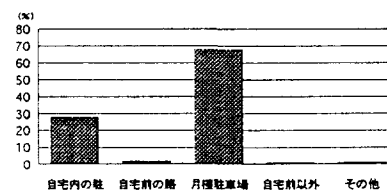


図-2 車庫保有の状況

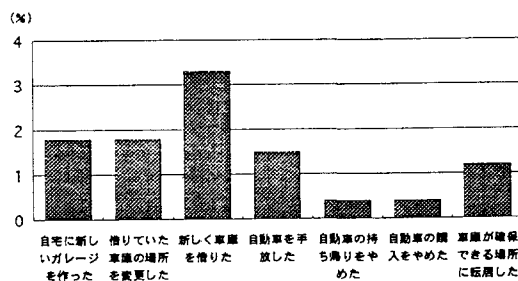


図-3 車庫法改正後の動向

4. 路上駐車に対する住民意識

地区住民の路上駐車に対する迷惑意識は図-5に示すように70%以上の住民が迷惑に感じている。また、迷惑理由としては「歩きにくい」、「自転車で走りにくい」、「自動車が運転しにくい」など通行に関するもの多く挙げられている。このような路上駐車は緊急車両の通行にも支障を来し防災性を低下させる恐れがある。また、「駐車があるため危険である」という意見も多く交通事故の原因にもなり得る。なお地区住民は、路上駐車を取り締まりに対して図-6より規制を緩和するよりも一層取り締まってほしいという意識が非常に強く、かなりの不満意識を持っていると推察される。

5. 防災性意識と路上駐車実態

地区住民の防災性意識と路上駐車に対する迷惑意識との関係を図-7に示す。この図より地区の防災性に不安・不満を感じている住民ほど路上駐車に対する迷惑意識が強いことがわかる。また、地区住民は道路状況に関しても不満意識が強く、その理由として「道幅が狭い」、「道が入り組んでいる」等が挙げられている。このような地区では路上駐車のような障害物が緊急車の進入、あるいは避難時の通行の妨げとなり防災性の低下につながっている恐れがある。したがって、防災の面で良好な居住環境を目指すためには、地区における骨格となる街路の整備とともに路上駐車に対する対策を講じることが必要であろう。

6. おわりに

当地区では、土地利用面積の60%以上が小規模住宅でその半数以上が文化住宅であることからわかるように、自宅内に車庫を確保できる世帯は少ない。また、宅地率が90%であることから地区内に新たな駐車場を整備するというのも困難な状況にある。車庫法改正に伴い、車の保管場所を確保していない世帯は減少しているが、地区内では夜間に未だ多数の路上駐車が存在しているのが実状である。地区住民はその路上駐車に対して非常に強い迷惑意識を持っており、緊急車両の通行など防災面においても大きな不安材料になっている。駐車実態調査の結果より、路上駐車は減少はあまりみられず、当地区では車庫法改正の効果は十分には現れていないようであり、保管場所の確保に関する一層の取り組みが必要であろう。なお、当該地区では約7%の持ち帰り車があり、これに対する対応も必要である。

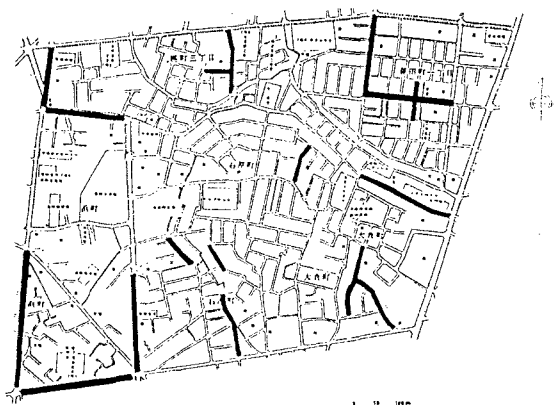


図-4 車庫法改正後に路上駐車が増加した街路

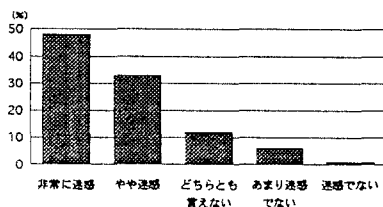


図-5 路上駐車に対する迷惑意識

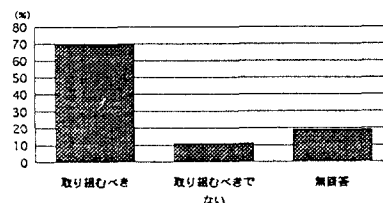


図-6 路上駐車の実態に対する住民意識

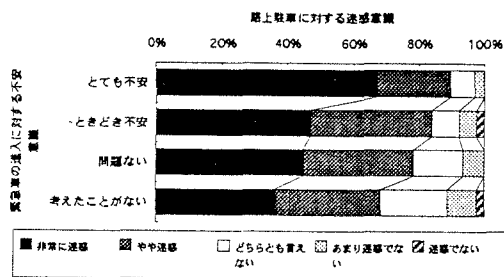


図-7 防災性意識と路上駐車迷惑意識

参考文献

- 住区内街路研究会：人と車「おりあい」の道づくり－住区内街路計画考－ 鹿島出版会 1989
- 塚口博司、宮川公一：非計画的市街地における街路網形態分析と中街路計画、土木計画学研究・講演集 No.16

(1) 1993.12